

諮問番号：情報公開諮問第8号乃至16号

答申番号：川情審査情公答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、別表（オ）欄に記載の年月日付けで行った各文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、別表（エ）欄記載の各年月日付けで、川口市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関である川口市長（以下、「実施機関」という。）に対し、別表（カ）欄記載の各文書について公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、別表（オ）欄記載の各年月日付けで、別表（ケ）欄記載の旨を各理由とし、いずれも文書非公開決定処分を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、別表（ウ）欄記載の各年月日付けで、本件各審査請求を提起した。
- 4 本件審査請求に対し、実施機関は、別表（イ）欄記載の各年月日付けで、条例第17条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会は、令和7年3月6日の審査会において、諮問第8乃至16号の各審査請求を併合して審査することにした。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人の請求の趣旨及び理由
別表（コ）欄に記載のとおり
- 2 実施機関の弁明

別表（サ）欄に記載のとおり、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

令和6年12月3日	書面審査
令和7年1月27日	書面審査
令和7年3月6日	書面審査
令和7年4月28日	書面審査
令和7年6月16日	書面審査
令和7年7月17日	口頭意見陳述
令和7年9月29日	書面審査
令和7年12月8日	書面審査
令和8年3月2日	書面審査
令和8年5月11日	書面審査
令和8年6月22日	書面審査

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 条例に規定する当審査会の権限は、実施機関が公文書公開請求に対して行った決定処分が妥当であるか否かを審査することである。
- 2 審査請求人は、本件審査請求において、文書の不存在理由として非公開となっている文書が存在するとして、その公開を求めている。しかしながら、その理由は、本件審査請求書および実施機関の弁明書に対する反論書によれば、請求人は実施機関による処分について、情報公開条例に基づくその違反を主張するものではなく、請求人が考える行政の不作为についての主張であると認められる。
- 3 当審査会は、前述したように、情報公開条例に基づき、当該対象文書の有無、そしてその文書が存在すれば、それを公開すべきか否かを判断する機関

であって、他の法令についての違法性や、行政機関において不作為と評価されるべき事情の存否やその違法性について、判断すべき立場になく、審査請求人の主張する理由はそれ自体失当である。

- 4 なお、当審査会の調査によれば、申請人が公開を請求する文書について、実施機関においてこれを作成もしくは取得した事実は認められず、他にその作成や取得をうかがわせる事情は認められない。また、対象文書は存在しない旨の実施機関の説明にも不合理な点は認められない。
- 5 よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和8年6月22日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長）	馬	橋	隆	紀
委員	飯	塚		肇
委員	田	村	泰	俊

項番	諮問番号 (ア)	諮問日 (イ)	審査請求日 (ウ)	公開請求日 (エ)	決定日 (オ)	公開請求に係る公文書の内容 (カ)	担当課 (キ)	決定の内容 (ク)	決定の理由 (ケ)	審査請求の主張 (コ)	弁明の趣旨 (サ)
1	情報公開諮問第8号	11月29日	10月7日	7月31日	8月16日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他4件	障害福祉課	非公開(文書不存在)	当初から取得・作成していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
				8月7日	8月16日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他9件			当初から取得・作成していないため		
2	情報公開諮問第9号	11月21日	10月7日	7月26日	8月9日	感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識である点が推測され、重大性明白性の要件非充足である認識する根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 R2～5年度の新型コロナウイルス感染症対策寄附金受入事業不当利益返還請求権行使不作為について、法律上の原因なく要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文	保健総務課	非公開(文書不存在)	当初から作成していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
3	情報公開諮問第10号	12月4日	10月7日	7月31日	8月15日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他4件	疾病対策課	非公開(文書不存在)	当初から保存していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
				8月1日	8月15日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他3件	疾病対策課	非公開(文書不存在)	当初から保存していないため		
				8月7日	8月15日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他8件	疾病対策課	非公開(文書不存在)	当初から保存していないため		
4	情報公開諮問第11号	11月19日	10月7日	7月5日	7月23日	傷害の共同正犯行為が補助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在・期待可能性存在と推定される。市長が民法644条善管注意義務にもつき、固定費の投入をした担当者に対し損害賠償請求権(民法709条)を行使したことが確認できる文書	健康増進課	非公開(文書不存在)	当初から作成していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
				8月7日	8月19日	構成要件非該当・違法性阻却事由存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他3件	健康増進課	非公開(文書不存在)	不存在のため		
5	情報公開諮問第12号	11月19日	10月7日	9月18日	9月30日	・1.川口市長が不当利得返還債務を履行したことが確認できる文書 ・1が不存在の場合、市長・保健医療部長・前ワクチン接種室長健康増進対策課長が背任罪(刑法第247条)背任帮助罪(刑法第62条第247条)構成要件非該当・違法性阻却事由存在・期待可能性不存在と認識されている根拠を確認できる法令・規定・通知・条例や特別法など・判例・論文その他 ・1が不存在の場合、市長が遅延利息損害賠償請求権(民法719条)を行使したことが確認できる文書 ・市長どのが川口市監査委員・監査委員事務局長に対し遅延利息損害賠償請求権(民法719条)を行使したことが確認できる文書	健康増進課	非公開(文書不存在)	不存在のため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
6	情報公開諮問第13号	11月29日	10月7日	7月31日	8月15日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他5件	介護保険課	非公開(文書不存在)	当初から作成していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
				8月7日	8月15日	存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健康発0210-5号)に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立憲事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文 他4件			当初から作成していないため		
7	情報公開諮問第14号	11月19日	10月22日	10月11日	10月16日	・市長がさいたま地裁民事4部裁判官に、遅延利息国家賠償請求したことが確認できる文書 ・市長がさいたま地裁民事4部裁判官に、裁判外で遅延利息損害賠償請求したことが確認できる文書	行政管理課	非公開(文書不存在)	当初から作成していないため	非公開文書の公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。

項番	諮問 番号 (ア)	諮問日 (イ)	審査請求日 (ウ)	公開請求日 (エ)	決定日 (オ)	公開請求に係る公文書の内容 (カ)	担当課 (キ)	決定の 内容 (ク)	決定の 理由 (ケ)	審査請求の 主張 (コ)	弁明の趣旨 (サ)
8	情報公開諮問 第15号	1月27日	12月4日	11月11日	11月19日	市長が民法644条善管注意義務にもとづき、広報誌印刷費用・website掲載費用・固定費の投入・contents作成人件費の投入をした担当者に対し損害賠償請求権(民法709条)を行使したことが確認できる文書	情報政策課	非公開 (文書不 存在)	当初から 作成して いないた め	非公開文書の 公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。
9	情報公開諮問 第16号	1月28日	12月2日	11月11日	11月22日	市長が民法644条善管注意義務にもとづき、広報誌印刷費用・website掲載費用・固定費の投入・contents作成人件費の投入をした担当者に対し損害賠償請求権(民法709条)を行使したことが確認できる文書	広報課	非公開 (文書不 存在)	当初から 作成(取得)して いないため	非公開文書の 公開を求める	公開請求のされた公文書については、作成及び保有しておらず、また作成した記録及び他機関等から収集した事実もないため、本件審査請求は棄却されることが妥当である。